

(案)

< 基 本 協 定 書 >

目 次

第1章 総 則	1
(基本協定の目的)	1
(指定管理者の指定の意義)	1
(公共性の尊重)	1
(信義誠実の原則)	1
(用語の定義)	1
(管理物件)	1
(指定期間)	1
第2章 本業務の範囲と実施条件	1
(乙が行う本業務の範囲)	1
(甲が行う業務の範囲)	2
(業務実施条件)	2
(業務範囲及び業務実施条件の変更)	2
第3章 本業務の実施	2
(本業務の実施)	2
(準備行為)	2
(第三者による実施)	2
(管理施設の改修等)	3
(緊急時の対応)	3
(情報管理)	3
(暴力団の利用の排除)	3
(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)	3
第4章 管理物品	4
(乙による備品の管理等)	4
(乙による備品の購入等)	4
第5章 業務実施に係る確認事項	4
(事業計画書)	4
(管理運営業務の随時報告)	4
(業務報告書)	5
(事業報告書)	5
(会議の出席)	5
(モニタリングの実施)	5
(業務実施状況の確認と改善勧告)	5
第6章 指定管理料及び利用料金	5
(指定管理料の支払い)	5
(指定管理料の変更)	6
(利用料金収入の取扱い)	6
(利用料金の決定)	6
第7章 損害賠償及び不可抗力	6
(リスク分担)	6
(損害賠償等)	6

(第三者への賠償)	6
(保険の加入)	6
(天災その他不可抗力の事態が生じた時の対応)	7
(天災その他不可抗力の事態によって発生した費用等の負担)	7
(天災その他不可抗力の事態による一部の業務実施の免除)	7
第8章 指定期間の満了.....	7
(業務の引継ぎ等)	7
(利用料金の引継ぎ等)	7
(原状復帰義務)	8
第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し.....	8
(甲による指定の取り消し)	8
(乙による指定の取り消しの申出)	9
(不可抗力による指定の取り消し)	9
(指定取り消し時の取扱い)	9
(指定管理料の返還)	9
第10章 その他.....	9
(管轄裁判所)	9
(権利・義務の譲渡の禁止)	9
(本業務の範囲外の業務)	9
(請求、通知等の様式その他)	10
(人権研修の実施)	10
(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律への対応)	10
(協定の変更)	10
(解 釈)	10
(疑義についての協議)	10

別紙1 用語の定義

別紙2 管理物件

別紙3 リスク分担表

添付書類（仕様書）

岸和田市立運動広場等（青少年広場を除く）の管理及び運営に関する基本協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、岸和田市の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（条例第28号）第6条の規定に基づき、次のとおり、岸和田市立運動広場等（青少年広場を除く）（以下「運動広場等」という。）の管理及び運営に関する基本協定を締結する。

第1章 総 則

（基本協定の目的）

第1条 この基本協定は、甲と乙が相互に協力し、運動広場等を適正かつ円滑に管理及び運営するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、甲が乙に対して指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力の活用により、運動広場等の設置目的を効果的に達成するとともに、市民スポーツ振興のより一層の推進を図ることにあることを確認する。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、運動広場等の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理及び運営業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、対等な関係に立って基本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 基本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなるものとし、その内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第7条 甲が乙を運動広場等の指定管理者として指定する期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日とする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

（乙が行う本業務の範囲）

第8条 岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例（条例第11号）第15条の規定に基づく乙が行う本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 運動広場等の利用に関する業務
- (2) 運動広場等の使用許可に関する業務
- (3) 運動広場等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (4) 運動広場等の不払い利用料金の徴収業務
- (5) 運動広場等の利用料の免除及び還付に関する業務
- (6) 運動広場等の利用促進及び市民スポーツの普及・振興に関する業務
- (7) 運動広場等の施設及び設備の維持管理に関する業務

- (8) 岸和田市公共施設予約システムに関する業務
 - (9) 災害時における一時避難所としての施設に関する業務
 - (10) 自主事業業務
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、運動広場等の管理及び運営に関し甲が求める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書及び各年度協定書に定めるとおりとする。
- (甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 運動広場等の目的外使用許可及びその使用料の徴収
 - (2) 運動広場等の増築、改造等（詳細は、第15条第1項を参照）
- (業務実施条件)

- 第10条 乙が指定管理業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。
- 2 乙は、運動広場等の設置目的に合致し、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
 - 3 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
 - 4 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。
- (業務範囲及び業務実施条件の変更)

- 第11条 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って、第8条で定めた乙が行う業務範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。
- 2 甲または乙は、前項の通知を受けた場合には、協議に応じなければならない。
 - 3 乙が行う業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

- 第12条 乙は、基本協定、年度協定及び岸和田運動広場等条例、関係法令等のほか、年度事業計画書に従って本業務を実施するものとする。
- 2 基本協定、年度協定、募集要項及び年度事業計画書の間に矛盾または齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、募集要項、年度事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
- (準備行為)

- 第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修を行わなければならない。
- 2 乙は必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
 - 3 甲は乙から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。
- (第三者による実施)

- 第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用についても、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用と

みなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の改修等)

第 15 条 甲の発意により行う管理施設の増築、改造等については、乙に通知の上、甲が自己の費用と責任において、次項の規定を除き実施するものとする。

2 乙は、効率的又は効果的な業務の実施を目的として、本施設の改修等を行おうとする場合は、甲に協議を申し出ることができる。当該協議において甲が当該改修等の必要性及び妥当性を適正と認めた場合は、乙は当該改修等を自己の費用と責任において実施できるものとする。なお、当該改修等により新たな資産価値等が発生した場合は、甲がその所有権を有するものとする。

3 本施設における修繕については、甲乙協議の上決定し、原則 1 件あたり 100 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1 件 100 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものについては、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、乙の年間修繕金額が 120 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えた場合は、甲と乙の協議の上それぞれの費用と責任において実施するものとする。

4 乙の年間修繕金額が 120 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない場合、その金額を指定管理期間内において、次年度に繰り越すことができるものとする。ただし、指定管理期間内において、修繕金額の総額が 600 万円（消費税及び地方消費税を含む。）に満たない場合、その差額を甲に指定された期日までに返還するものとする。

(緊急時の対応)

第 16 条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。
3 乙は、緊急時対策、防犯・防火対策についてマニュアルを作成し、本業務に従事する者を指導しなければならない。
4 乙は、地震、風水害その他の災害発生時における甲による本施設の利用及び甲への協力等に関して、適切に対応しなければならない。

(情報管理)

第 17 条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（法律第57号）の規定を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
3 乙が保有する指定管理業務にかかる情報の公開については、岸和田市情報公開条例（条例第 9 号）の規定の例により取り扱うよう努めるものとする。

(暴力団の利用の排除)

第 18 条 乙は本施設の利用許可に関して、暴力団（岸和田市暴力団排除条例（条例第 35 号。次条において「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動に利用される疑いのある場合は、甲と協議の上、適正に処理しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第19条 乙は、管理業務の実施に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者（暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

第4章 管理物品

（乙による備品の管理等）

第20条 甲は、本業務の用に供するため、別紙2に示す備品台帳の管理物品（以下「備品（I種）」という。）を無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品（I種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品（I種）が、経年劣化等により本業務実施の用に供することが出来なくなった場合、甲乙双方協議の上、必要に応じて当該備品を修繕又は購入若しくは調達するものとする。
- 4 乙は、故意または過失により備品（I種）を損傷または亡失したときは、ただちに甲に報告し、必要に応じてこれを弁償または当該備品（I種）と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 乙が、本業務会計において購入した備品については、備品（I種）として備品台帳に登載するものとし、その帰属は甲のものとする。
- 6 乙は指定期間中、備品（I種）を本業務遂行のためにのみ使用するものとし、甲の承諾なしに、第三者に権利を譲渡し、又は施設での利用以外の目的で貸与してはならない。
- 7 乙は、指定期間終了の際には、甲または甲が指定する者に対して、物品等を適正に引き継がなければならない。
- 8 その他詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

（乙による備品の購入等）

第21条 乙は、前条に定めるもののほか、乙の負担により乙の所有に属する備品（以下「備品（II種）」という。）を購入又は調達した場合、甲が示す備品台帳とは別に管理するものとする。

- 2 備品（II種）については、原則として乙が自己の責任と費用で、撤去、撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第5章 業務実施に係る確認事項

（事業計画書）

第22条 乙は、指定期間の年度ごとに次に掲げる内容を記載した年度事業計画書を作成し、当該年度開始前までに甲に提出し、その内容について甲の承認を受けなければならない。

- (1) 管理運営の体制
 - (2) 事業の概要及び実施する時期
 - (3) 管理運営に関する経費の総額及び内訳
 - (4) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。
 - 3 甲及び乙は、年度事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

（管理運営業務の随時報告）

第23条 乙は、適宜必要のあるごとに、次の各号に掲げる事項について、甲に速やかに報

告しなければならない。

- (1) 災害、事件、事故その他甲との協議を要すると考えられる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理運営業務上、隨時報告が必要と考えられる事項
(業務報告書)

第 24 条 乙は、毎月終了後 10 日以内に、次の各号に示す事項を記載した、業務報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況に関する事項
- (2) 利用料金収入の実績
- (3) その他甲が指示する事項
(事業報告書)

第 25 条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 施設の管理に係る経費の収支状況
- (3) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第 43 条から第 45 条に基づき年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または説明を求めることができるものとする。

4 乙は、甲に対して事業報告書を提出するにあたり本条第 1 項第 2 号が適正であるかを証するため、事業報告書に、監査日、監査結果、監査人氏名等を記さなければならない。

(会議の出席)

第 26 条 乙は甲から求められた場合、甲が本施設の運営に関して評価を行うために設置する外部委員による指定管理者第三者評価委員会やその他連絡調整のための会議等に出席しなければならない。また、甲からの資料の提出や報告等を求められた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(モニタリングの実施)

第 27 条 甲及び乙は、本章に定めがあるもの他、甲が別に定める「岸和田市指定管理者制度モニタリング運用指針」に基づき、必要な確認等を行うものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第 28 条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務の実施状況を確認することを目的として、隨時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 第 1 項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第 6 章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第 29 条 甲は、乙に対して支払う指定管理料の金額は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の 5 年間で金 133,104,000 円以内とする。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、甲乙協議の上、前項に規定する金額の範囲内で別途「年度協定」に定めるものとする。
- 3 指定管理料の支払いについては、甲乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙が当該請求書を甲に提出するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に、乙に対して指定管理料を支払うものとする。
- 4 第2項に定める指定管理料のうち、光熱費は、市が設定する使用量の範囲内において年度ごとに精算するものとし、その詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。
(指定管理料の変更)

第30条 甲または乙は、指定期間中に生じた税率の変更及び賃金水準または物価水準の変動等により、当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときには、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合には、協議に応じなければならない。

- 3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第31条 乙は、本施設の指定期間に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

- 2 乙は徴収した利用料金については、必要な帳簿を作成し、適正に管理するものとする。

(利用料金の決定)

第32条 利用料金は、乙が条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第33条 甲及び乙は、想定されるリスクについて、別紙3「リスク分担表」のとおりそれぞれ責任を負うものとする。ただし、別紙3「リスク分担表」に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(損害賠償等)

第34条 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第35条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合はその限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険の加入)

第36条 本業務の実施にあたり、甲が付保する保険は次のとおりとする。

(1) 全国市長会市民総合賠償補償保険

(2) 建物総合損害共済

- 2 乙は本指定管理の実施にあたり、指定管理者特約条項付きの施設賠償責任保険（第三者賠償保険を含む。）に加入しなければならない。

(天災その他不可抗力の事態が生じた時の対応)

第37条 天災その他不可抗力の事態が生じた場合、乙は、天災その他不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に利用者の避難誘導、安全確保及び関係機関への通報等について的確な対応措置をとり、天災その他不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

2 天災その他不可抗力により損壊した施設躯体・設備、機器・備品の復旧の実施は原則甲が行うこととする。ただし、乙は基本協定等に定める災害対応業務として必要に応じて応急復旧を実施する。

(天災その他不可抗力の事態によって発生した費用等の負担)

第38条 天災その他不可抗力の事態の発生に起因した事業の中止・延期に伴い乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 天災その他不可抗力の事態の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 天災その他不可抗力の事態の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

5 天災その他不可抗力により損壊した施設躯体・設備、機器・備品の復旧に伴い増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。(応急復旧に係る費用を含む)

(天災その他不可抗力の事態による一部の業務実施の免除)

第39条 前条第2項に定める協議の結果、天災その他不可抗力の事態の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において基本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第40条 乙は、指定期間の終了に際し、甲または甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

4 第1項の規定による引継ぎに関する費用は乙の負担とする。

(利用料金の引継ぎ等)

第41条 利用料金収入は、本施設利用に供する年度の会計に属するものとする。

2 乙は、利用料金収入のうち、本施設の利用に供する年度が、本指定期間を超えるものに

については、預り金として甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。

- 3 前項の場合において、乙は甲又は甲の指定するものに收受した預り金額を示すとともに、甲又は甲が指定するものの請求に基づき、指定する口座に支払うものとする。

(原状復帰義務)

第 42 条 乙は、指定期間の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、別途甲が定める状態で、甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

第 9 章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取消し)

第 43 条 甲は、地方自治法第244条の 2 第11項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があつたとき。
 - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (3) 乙が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (4) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (6) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
 - (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (9) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 第 19 条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったとき。
 - (11) 自らの責めに帰すべき事由により乙から基本協定締結の解除の申出があつたとき。
 - (12) 乙の財務状況に重大な悪化が認められたとき。
 - (13) その他、甲が必要と認めるとき。
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、30日前までにその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定の取消しの理由
 - (2) 指定の取消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定の取り消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
- 3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 乙は、第 1 項の規定により協定が解除されたときは、違約金として当該指定が取り消された年度における年度協定に規定する指定管理業務に係る対価（指定期間開始前にこの協

定を解除した場合は、指定期間の初年度における管理業務に係る対価) の 10 分の 1 を甲に支払わなければならない。

- 5 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。
- 6 乙は、第 1 項の規定により期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止がされたときは、甲に違約金を支払わなければならない。違約金は、第 4 項に定める範囲内で甲が定め乙に通知するものとする。

(乙による指定の取り消しの申出)

第 44 条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出しができるものとする。

- (1) 甲が基本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- 2 乙が、前項の規定による申し出を行おうとするときは、その 6 ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。
- 3 前 2 項により指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については甲乙協議して定める。

(不可抗力による指定の取り消し)

第 45 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定取り消し時の取扱い)

第 46 条 第 40 条及び第 42 条の規定は、第 43 条から第 45 条の規定により、甲が指定を取り消した場合についてもこれを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りではない。

(指定管理料の返還)

第 47 条 乙は、指定取り消しまたは期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部または一部を返還しなければならない。

第 10 章 その他

(管轄裁判所)

第 48 条 基本協定の内容に基づく訴訟に関しては、大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 49 条 乙は、基本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させではない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第 50 条 乙は、運動広場等の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 乙は毎年度終了後、自主事業に関し甲が指定する期日までに、次の各号に示す事項を記載した自主事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

(1) 自主事業の実施状況に関する事項

(2) 自主事業の管理経費等の収支状況等

(3) その他甲が指定する事項

- 4 乙は、甲が第43条から第45条に基づき年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の自主事業報告書を提出しなければならない。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、自主事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または説明を求めることができるものとする。
- 6 甲は、自主事業の実施条件等を別途定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第51条 基本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、基本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 基本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 基本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(法律第51号)の定めるところによる。

(人権研修の実施)

第52条 乙は、本業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権に関する研修を行うものとする。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律への対応)

第53条 乙は、本業務の実施にあたり、障害のある利用者が不利益を受けることがないよう、事業を所管する各主務大臣が作成した対応指針を踏まえた合理的配慮の提供に努めなければならない。

(協定の変更)

第54条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、基本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第55条 甲が基本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、または説明若しくは報告を求めたことを持って、甲が乙の責任において行うべき業務の全部または一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第56条 基本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときは、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

基本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年3月 日

甲 所在地 岸和田市岸城町7番1号
名 称 岸和田市
代表者 岸和田市長 佐野 英利 印
(生涯学習部スポーツ振興課取扱い)

乙 所在地 ●●●●
名 称 ●●●●
代表団体 ●●●●
代表者 ●●●● 印

別紙1　用語の定義

- (1)「指定開始日」とは、岸和田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条に定める告示日を指定期間の開始日という。
- (2)「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務実施に関する対価のことをいう。
- (3)「自主事業」とは、運動広場等において乙が自己の責任と費用により実施する事業のことをいう。
- (4)「年度協定」とは、基本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (5)「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (6)「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
- (7)「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

別紙2 管理物件

(1) 管理施設

運動広場

番号	名称	開設初年度	開設面積(ha)	所在地	施設	備考
1	牛ノ口公園運動広場	S 41	10,322.46	上野町東1番1号	夜間照明、更衣室、シャワー、トイレ、管理事務所	
2	久米田公園運動広場	S 40	7,216.50	岡山町26番2号	管理事務所	
3	葛城運動広場	S 44	13,386.31	畠町4丁目2番1号	トイレ、管理事務所	
4	春木運動広場	S 44	10,170.65	八幡町6番11号	トイレ、管理事務所	
5	八木運動広場	S 49	11,323.00	大町4丁目10番1号	トイレ、管理事務所	

テニスコート

番号	名称	開設初年度	開設面積(ha)	所在地	施設	備考
1	牛ノ口公園テニスコート	S 43	1,669.30	沼町26番30号	砂入り人工芝コート2面、夜間照明	
2	野田公園テニスコート	S 43	1,485.61	野田町2丁目20番18号	砂入り人工芝コート2面	
3	春木台場テニスコート	S 53	2,039.00	春木泉町20番48号	グリーンサンドコート1面	
4	葛城テニスコート	H 5	2,650.00	畠町4丁目475番	砂入り人工芝コート2面	

(2) 管理物品（※詳細については、備品台帳を参照）

(案)

< 年 度 協 定 書 >

岸和田市立運動広場等(青少年広場を除く)

岸和田市立運動広場等（青少年広場を除く）の指定管理に係る 年度協定書

岸和田市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、令和8年3月●日に締結した、岸和田市立運動広場等（青少年広場を除く）（以下「運動広場等」という。）の管理及び運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、運動広場等の指定管理に係る年度協定を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、運動広場等の管理及び運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び乙が行う本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（令和●年度の本業務の内容）

第3条 令和●年度の本業務の内容は、基本協定及び事業計画書に定めるとおりとする。

（令和●年度の指定管理料）

第4条 乙が甲から受領すべき令和●年度の指定管理料は、金●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の指定管理料は、別紙支払計画書により、甲が乙に支払うものとする。

3 第1項に定める指定管理料のうち、電気使用料金は下表「(ア) 市が示す値」、「(イ) 実績」及び「(ウ) 精算の考え方」に基づき精算を、ガス使用料金は下表「(エ) 市が示す値」、「(オ) 実績」及び「(カ) 精算の考え方」に基づき精算を行うものとする。ただし、算出された精算額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。

電気使用料金	(ア)	市が設定した電気使用量 1kWhあたりの設定単価【A】: 56円 市が設定した年間電気使用量【B ¹ 高圧】: 38,452kWh 市が設定した年間電気使用量【B ² 低圧】: 11,653kWh 市が設定した年間電気使用量【B ³ 定量】: 定量 市が設定した高圧の年間電気使用料金【C ¹] = 【A】 × 【B ¹] = 2,153,312円 市が設定した低圧の年間電気使用料金【C ²] = 【A】 × 【B ²] = 652,568円 市が設定した定量の年間電気使用料金【C ³] = 1,986円 収支予算書に計上した電気使用料金【C】 = 【C ¹] + 【C ²] + 【C ³] = 2,807,866円 精算の上限とする年間電気使用量【U ¹] = 【B ¹] × 1.05 = 40,375kWh 精算の下限とする年間電気使用量【L ¹] = 【B ¹] × 0.95 = 36,530kWh 精算の上限とする年間電気使用量【U ²] = 【B ²] × 1.05 = 12,236kWh 精算の下限とする年間電気使用量【L ²] = 【B ²] × 0.95 = 11,071kWh ※電気使用料金【C】については1,000円未満の端数を切り上げ 年間電気使用量【U ¹ 】、【U ² 】、【L ¹ 】、【L ² 】については小数点第1位を切り上げ
	(イ)	高圧・低圧・定量それぞれについて精算する

	実績	<p>令和●年度中の年間電気使用量実績 $[\alpha]$ (kWh) 令和●年度中の年間電気使用料金実績 $[\beta]$ (円) 令和●年度中の電気使用量 1kWhあたりの平均単価 $[\gamma] = [\beta] / [\alpha]$ (円) ※電気使用量 1kWhあたりの平均単価 $[\gamma]$ については小数点第3位を切り上げ</p>
(ウ)	精算の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和●年度中の年間電気使用量実績 $[\alpha]$ が、精算の上限とする年間電気使用量 $[\mathrm{U}^1]$ を超えた場合、$[\mathrm{U}^1]$ までを精算対象とする。 $\text{精算額} = [\mathrm{C}^1] - ([\gamma] \times [\mathrm{U}^1])$ 令和●年度中の年間電気使用量実績 $[\alpha]$ が、精算の上限とする年間電気使用量 $[\mathrm{U}^2]$ を超えた場合、$[\mathrm{U}^2]$ までを精算対象とする。 $\text{精算額} = [\mathrm{C}^2] - ([\gamma] \times [\mathrm{U}^2])$ 令和●年度中の年間電気使用量実績 $[\alpha]$ が、精算の上限とする年間電気使用量 $[\mathrm{U}^1]$ から精算の下限とする年間電気使用量 $[\mathrm{L}^1]$ の範囲内の場合、令和●年度中の年間電気使用料金実績 $[\beta]$ を精算対象とする。 $\text{精算額} = [\mathrm{C}^1] - [\beta]$ 令和●年度中の年間電気使用量実績 $[\alpha]$ が、精算の上限とする年間電気使用量 $[\mathrm{U}^2]$ から精算の下限とする年間電気使用量 $[\mathrm{L}^2]$ の範囲内の場合、令和●年度中の年間電気使用料金実績 $[\beta]$ を精算対象とする。 $\text{精算額} = [\mathrm{C}^2] - [\beta]$ 令和●年度中の年間電気使用量実績 $[\alpha]$ が、精算の下限とする年間電気使用量 $[\mathrm{L}^1]$ を下回った場合、$[\mathrm{L}^1]$ までを精算対象とする。 $\text{精算額} = [\mathrm{C}] - ([\gamma] \times [\mathrm{L}^1])$ 令和●年度中の年間電気使用量実績 $[\alpha]$ が、精算の下限とする年間電気使用量 $[\mathrm{L}^2]$ を下回った場合、$[\mathrm{L}^2]$ までを精算対象とする。 $\text{精算額} = [\mathrm{C}] - ([\gamma] \times [\mathrm{L}^2])$ 定量については、実績精算とする <p>※算出された精算額が「正の数」であった場合は、指定管理者から市へ当該精算額を返還するものとし、「負の数」であった場合は、市から指定管理者へ当該精算額を支払うものとする。ただし、算出された精算額が「0」であった場合は、精算を行わないものとする。</p>

	(エ)	<p>市が設定したガス使用量 1 m³あたりの設定単価 $[\mathrm{D}]$: 957 円 市が設定した年間ガス使用量 $[\mathrm{E}]$: 12 m³</p>
ガス使用料金	市が示す値	<p>収支予算書に計上したガス使用料金 $[\mathrm{F}] = [\mathrm{D}] \times [\mathrm{E}] = 11,484$ 円 精算の上限とする年間ガス使用量 $[\mathrm{U}^4] = [\mathrm{E}] \times 1.05 = 13$ m³ 精算の下限とする年間ガス使用量 $[\mathrm{L}^4] = [\mathrm{E}] \times 0.95 = 12$ m³ ※ガス使用料金 $[\mathrm{F}]$ については 1,000 円未満の端数を切り上げ 年間ガス使用量 $[\mathrm{U}^4]$、$[\mathrm{L}^4]$ については小数点第1位を切り上げ</p>
	(オ)	<p>令和●年度中の年間ガス使用量実績 $[\delta]$ (m³) 令和●年度中の年間ガス使用料金実績 $[\lambda]$ (円)</p>
	実績	<p>令和●年度中のガス使用量 1 m³あたりの平均単価 $[\omega] = [\lambda] / [\delta]$ (円) ※ガス使用量 1 m³あたりの平均単価 $[\gamma]$ については小数点第3位を切り上げ</p>

(カ)	<ul style="list-style-type: none"> 令和●年度中の年間ガス使用量実績【δ】が、精算の上限とする年間ガス使用量【U⁴】を超えた場合、【U⁴】までを精算対象とする。 $\text{精算額} = [F] - ([\omega] \times [U^4])$ 令和●年度中の年間ガス使用量実績【δ】が、精算の上限とする年間ガス使用量【U⁴】から精算の下限とする年間ガス使用量【L⁴]の範囲内の場合、令和●年度中の年間ガス使用料金実績【λ】を精算対象とする。 $\text{精算額} = [F] - [\lambda]$ 令和●年度中の年間ガス使用量実績【δ】が、精算の下限とする年間ガス使用量【L⁴]を下回った場合、【L⁴]までを精算対象とする。 $\text{精算額} = [F] - ([\omega] \times [L^4])$ <p>※算出された精算額が「正の数」であった場合は、指定管理者から市へ当該精算額を返還するものとし、「負の数」であった場合は、市から指定管理者へ当該精算額を支払うものとする。ただし、算出された精算額が「0」であった場合は、精算を行わないものとする。</p>
-----	---

(疑義等の決定)

第5条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

年度協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年　　月　　日

甲　所在地　　岸和田市岸城町7番1号
 名　称　　岸和田市
 代表者　　岸和田市長　　佐野　英利　　印
 (生涯学習部スポーツ振興課取扱い)

乙　所在地　　●●●●
 名　称　　●●●●
 代表団体　　●●●●
 代表者　　●●●●　　印